

名取市環境美化の促進に関する条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、市内におけるごみの散乱の防止及びポイ捨てを禁止するとともに、散乱したごみの清掃等を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。

【趣旨】

■ この条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

■ 市民等、事業者、土地や建物を占有・管理する者及び市が、それぞれの立場で協力し、一体となって環境美化に取り組むことを目的としています。具体的には、「ごみの散乱を防止」し、「ポイ捨てを禁止」とともに、「散乱したごみを清掃」するなどの取組を通じて、清潔で快適な生活環境を確保することを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料を収納していた缶、びんその他の容器(第4条第3項において「空き缶等飲料容器」という。)、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふんその他これらに類する物で、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (2) ポイ捨て ごみを定められた場所以外の場所に捨て、又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 占有者等 市内において土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 自主的活動団体 市内において散乱したごみの清掃等について自主的な活動を実施する市民、事業者その他の者により構成される団体をいう。

【趣旨】

■ 条例において使用する「ごみ」「ポイ捨て」「市民等」などの用語について、その対象となる範囲を明確にするため、それぞれの意義を定めるものです。

【解説】

■ 1号の「ごみ」には、空き缶、空きびんなどの飲料容器、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふんなど、容易に捨てられ、散乱することによって快適な生活環境を損なうものが含まれます。なお、家庭ごみ、家電製品、粗大ごみなどの不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、関係法令に基づき対応することとなります。

■ 2号の「ポイ捨て」とはごみを決められた場所以外の場所に捨てたり、放置したりすることをいいます。例えば、道路、公園などにごみを捨てることや、その場に置いたままにすることが該当します。

- 3号の「市民等」には本市に住んでいるだけでなく、本市に滞在している人や、本市を通過する人も含まれます。例えば、本市にある事業所に勤めている人や、本市にある学校に通っている人、旅行などで本市を訪れている人も含まれます。
- 4号の「事業者」とは市内で事業活動を行うすべての者をいいます。営利を目的とする企業だけでなく、病院、学校、官公庁、NPO など、さまざまな事業・活動を行う者が含まれます。
- 5号の「占有者等」とは市内の土地や建物を使用している者、管理している者などをいいます。土地や建物の所有者に限らず、実際に使用・管理している者も含まれます。
- 6号の「自主的活動団体」とは、環境美化の促進を目的として、市民、事業者その他の者により構成され、地域の道路や公園などにおける清掃、ごみ拾いその他の環境美化のための活動を自主的に行う団体をいいます。例えば、地域住民で構成される自治会などの地域団体や事業者などが想定されます。

(市民等の責務)

- 第3条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等、みだりにごみを捨ててはならない。
- 2 市民等は、自らその身近な地域における清掃活動等に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

- 環境美化を進めるため、市民等に求められる役割を定めたものです。

【解説】

- 市民等には、自分で出したごみを自分で適切に処理することを基本として、外出先などで出したごみを持ち帰るなど、ごみを散乱させないことを求めています。また、地域で行われる清掃活動への参加など、一人ひとりが身近なところから環境美化に取り組むことを求めています。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止するとともに、環境美化の促進について従業員の啓発を行わなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。
- 3 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱の防止及びポイ捨ての禁止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に、空き缶等飲料容器を回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。
- 4 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止及びポイ捨ての禁止について消費者の啓発を行わなければならない。
- 5 観光業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。)は、ごみの散乱の防止及びポイ捨ての禁止について観光客の啓発を行わなければならない。

【趣旨】

- 事業活動に伴うごみの散乱を防止するため、事業者求められる役割を定めたものです。

【解説】

- 事業者には、事業活動に伴って生じるごみが散乱しないよう適切に管理するとともに、従業員にも環境美化の意識を持ってもらうことを求めています。また、市が行う環境美化の取組にも協力することを求めています。
- 容器入り飲料を販売する小売業者には、飲料を購入した消費者が空き缶や空きびんなどを適切に処理できるよう、啓発を行うとともに、販売場所に回収容器を設置し、適切に維持管理することを求めています。
- たばこを販売する小売業者には、たばこの吸い殻が散乱しないよう、消費者に対して適切な処理を呼びかけるなど、啓発を行うことを求めています。
- 観光業者には、観光客が訪問先でごみを散乱させたりポイ捨てしたりすることを防ぐため、観光客に対して啓発を行うことを求めています。

（占有者等の責務）

第 5 条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物におけるごみの散乱及びポイ捨てを防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱したごみを適正に処理する等必要な措置を講じなければならない。

2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

- 土地や建物を占有・管理する者に対し、その土地や建物におけるごみの散乱やポイ捨てを防止するために必要な取組を求めるものです。

【解説】

- 土地や建物を占有・管理する者には、利用者にポイ捨てをしないよう呼びかけるとともに、敷地内に散乱したごみを適正に処理するなど、必要な措置を講じることを求めています。また、市が行う環境美化の取組への協力も求めています。

（市の責務）

第 6 条 市は、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について市民等、事業者、占有者等、県及び国に対して必要な協力要請を行うものとする。

【趣旨】

- 環境美化を総合的に進めるための市の役割を定めたものです。

【解説】

- 市民等、事業者、占有者等がそれぞれの立場で環境美化に取り組めるよう、総合的な施策を策定し、実施します。また、施策を効果的に進めるため、必要な協力を求めることがあります。具体的には、環境美化に関する広報や啓発活動、清掃活動への支援など、地域の実情に応じた取組を進めます。

(地域環境美化促進計画)

第 7 条 市長は、前条の施策を推進するための計画(以下この条において「地域環境美化促進計画」という。)を策定するものとする。

2 地域環境美化促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境美化の促進に関する市民等、事業者及び占有者等の啓発及び意識の高揚に関する事項
- (2) 環境美化の促進のための自主的活動団体の育成及び助長に関する事項
- (3) 環境美化促進重点地域の指定及びその地域内における環境美化の促進のための事業の実施に関する事項
- (4) 環境美化の促進のための組織体制の整備に関する事項
- (5) その他環境美化の促進に関し必要な事項

3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

【趣旨】

■ 環境美化に関する施策を計画的に進めるため、市長が「地域環境美化促進計画」を策定することを定めたものです。

【解説】

■ 環境美化を進めるためには、市だけでなく、市民等、事業者、占有者等がそれぞれの役割を理解し、継続して取り組むことが重要です。このため、市は、環境美化に関する啓発や自主的に清掃活動などを行う団体の育成・支援、重点的に環境美化に取り組む地域における事業、環境美化を進めるための組織や連携体制の整備などについて計画に定めます。また、市長が計画を策定・変更したときは、その内容を公表します。

■ 2項3号の「環境美化の促進のための事業」には、ポスターや標語などによる啓発、清掃活動を行う団体への支援に関する周知、重点地域であることを看板や広報などで周知することなどが考えられます。

■ 2項4号の「組織体制の整備」とは、環境美化を継続的かつ効果的に進めるため、市環境衛生組合などの関係団体と連携して取り組むための体制を整えることをいいます。

(環境美化促進重点地域の指定)

第 8 条 市長は、環境美化の促進を重点的に行う必要があると認められる地域を、環境美化促進重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定したときは、規則で定めるところにより、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点地域を変更し、又は重点地域の指定を解除する場合について準用する。

【趣旨】

■ 環境美化に重点的に取り組む必要がある地域を「環境美化促進重点地域」として指定できることを定めたものです。

【解説】

- 市長は、ごみの散乱状況や地域の特性などを踏まえ、特に環境美化を重点的に進める必要があると認める地域を「環境美化促進重点地域」に指定することができます。重点地域では、地域の実情に応じて、清掃活動や啓発活動など、環境美化を促進するための取組を重点的に行います。
- 重点地域を指定したときや、指定した地域を変更・解除したときは、その内容を告示します。

（推進団体の認定）

第9条 自主的活動団体のうち、重点地域においてごみの散乱及びポイ捨てを防止するための活動並びに散乱したごみの清掃等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、環境美化推進団体（以下「推進団体」という。）としての認定を受けることができる。

【趣旨】

- 重点地域において環境美化活動を行う自主的活動団体を「環境美化推進団体」として認定できることを定めたものです。

【解説】

- 重点地域において、ごみの散乱やポイ捨てを防止するための啓発活動や、散乱したごみの清掃などを自主的に行う団体を、「環境美化推進団体」として認定する制度です。認定を受けた団体は、第10条に定める市の支援を受けることができます。

（推進団体への支援）

- 第10条 推進団体は、重点地域における清掃活動を行おうとするときは、市長に対し、ごみの収集及び運搬並びにごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又は貸与の依頼をすることができる。
- 2 推進団体は、前項の依頼のほか、ごみの散乱及びポイ捨ての防止のための啓発等環境美化の促進に関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。
- 3 市長は、前2項の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

【趣旨】

- 重点地域において清掃活動などを行う環境美化推進団体が、市に対して必要な支援や協力を依頼できることを規定したものです。

【解説】

- 環境美化推進団体が、重点地域において継続的に環境美化活動に取り組めるよう、市がその活動を支援するための制度です。清掃活動に必要なごみの収集・運搬や清掃用具に関する支援のほか、ごみの散乱やポイ捨てを防止するための啓発活動などについても、市に協力を求めることができます。
- 市は、推進団体から依頼を受けた場合、活動の内容や状況などを踏まえ、その活動に必要な支援や協力を行うよう努めます。

(推進団体以外の者に対する支援)

第 11 条 市長は、推進団体以外の自主的活動団体に対し、ごみ袋の贈与その他の支援を行うことができる。

【趣旨】

■ 環境美化推進団体として認定されていない自主的活動団体についても、市が支援できることを定めたものです。

【解説】

■ 環境美化推進団体として認定されていない自主的活動団体であっても、環境美化のための活動を行っている場合には、市は、その活動を支援することができます。例えば、清掃活動に使用のごみ袋の提供など、活動内容に応じた支援を行うことができます。

(指導及び勧告)

第 12 条 市長は、第4条第3項(空き缶等飲料容器を回収する容器の設置及び維持管理に係る部分に限る。)又は第5条第1項(占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱及びポイ捨てを防止するための必要な措置に係る部分に限る。)の規定に違反している者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

■ この条は、第 4 条第 3 項及び第 5 条第 1 項の一部の規定に違反している者に対し、市長が指導や勧告を行うことができることを定めたものです。

【解説】

■ 指導又は勧告を行うことができるのは、飲料を販売する小売業者が販売場所に空き缶等飲料容器の回収容器を設置していない、又は適切に維持・管理していない場合や、土地を占有・管理する者が、ごみの散乱やポイ捨てを防止するために必要な措置を講じていない場合です。

■ これらの状態を改善するため、必要に応じて指導又は勧告を行います。指導や勧告は、条例に定める義務が適切に履行されるよう、改善を求めるためのものです。市では、原則として、まず指導により改善を求め、改善が図られない場合などには勧告を行うことを想定しています。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

■ この条例を施行するために必要な具体的な事項について、規則で定めることを規定したものです。

【解説】

■ 条例では、環境美化に関する基本的な考え方や、市民等、事業者、占有者等及び市の役割などを定めています。一方、環境美化促進重点地域の指定や環境美化推進団体の認定に関する具体的な事項など、条例を実際に運用するために必要な事項については、条例とは別に規則で定めます。